

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

わくわく島根生活実現・就職支援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

3 地域再生計画の区域

島根県の全域

4 地域再生計画の目標

【人口の東京圏への流出】

島根県では、2040年までの社会動態の均衡を目指すという人口ビジョンを策定し、これを実現するため総合戦略に基づく各種施策を展開している。しかし、社会動態については、コロナ禍で地方回帰に動きがあり、少し落ち着きはしたが、以前として東京圏では転入超過の一途を辿っている。総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、島根県においても東京圏（1都3県）への転出超過数は2018年628人、2019年657人、2020年339人、2021年420人、2022年311人。コロナ禍もあって転出超過は改善傾向にあるものの、5年間で2,355人の転出超過となっている。東京圏への転出超過の解消無くして、社会動態の均衡の達成は困難と言える。

【県内中小企業等の人手不足】

経済センサス(R3年)によると、県内の事業所数及び従業員数は、医療・福祉などの一部サービス業では増加しているものの、その他の多くの産業では人口減少と同様に事業所数及び従業員数が減り続けている状況にある。

直近(R5.11)の有効求人倍率は1.45倍と全国平均を上回る高水準であり、分野を問わず県内の多くの中小企業等から人手不足との声を聞いている。県内企業の99.9%が中小企業であり、中小企業が経済と雇用の中心的な担い手として、地域社会を牽引しているという本県の特性を鑑みると、これら中小企業の人手不足解消は喫緊の課題と位置づけられる。

【地域社会の維持】

全国に先行して人口減少・過疎化に直面した本県では、2030年頃には地域の担い手である50歳から60歳代の年齢層の大幅な減少が予想され、今後、地域運営の担い手不足をはじめ、商店の閉鎖や地域交通バスの減便など、あらゆる社会的課題に直面していく。日常生活に必要な機能・サービスを持続的に確保し、地域運営の仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。

本事業の実施により、「自然豊かな島根で子育てをしたい」「島根で起業(≒チャレンジ)したい」など、島根に関心のある方の移住を後押しし、『東京発⇒島根行き』の流れを加速させ、人材不足に悩む中小企業等の求人活動を支援することで、地域経済の振興を図る。また、今後、人口減少に伴う複数の問題が深刻化し、存続自体が危ぶまれる地域も出てくる可能性がある中で、買い物弱者支援による生活機能の確保や子育て環境の充実等の社会的事業分野においてデジタル技術の活用により生産性の向上、機会損失の解消、顧客の利便性の向上をはかる起業家及び事業承継者又は第二創業者を増やすことで、地域課題の解決につなげ、将来的な地域運営の安定化に貢献する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2024年度増加分 1 年目	2025年度増加分 2 年目
本移住支援事業に基づく移住者数 (人)	131	179	179
本起業支援事業に基づく起業者数 (人)	16	18	18
マッチングサイトに新たに掲載された求人数 (件)	100	100	100
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数 (世帯)	24	21	21

2026年度増加分 3 年目	2027年度増加分 4 年目	K P I 増加分 の累計
179	179	716
18	18	72
100	100	400
21	21	84

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・島根県 移住支援・マッチング支援・地方就職支援事業

・島根県 起業支援事業

③ 事業の内容

【目的】

- ・東京圏への転出超過の抑制による社会動態の均衡
- ・県内中小企業等の人材確保の促進による地域経済振興及び雇用促進
- ・デジタル技術を活用した地域課題の解決に資する新たな事業の創出による地域社会の維持と活性化

【概要】

①移住者への経費助成

東京圏から島根へ移住される方を対象に移住にかかる経費を助成することで、東京圏から島根への移住者数の増加を図る。

移住に伴う初期投資(引越し、住居等)の軽減を図ることで、移住後の生活の安定化を支援し、定着率を高める。

②マッチングサイトの運用

(公財)ふるさと島根定住財団が運営する、移住・定住総合情報サイト「くらしまねっと」で求人・求職のマッチングの効率化を図り、マッチングを促進することで、移住者の獲得と県内中小企業の人材確保を支援する。

あわせて、当該サイトを東京圏の方に広く知っていただくための手段としてWEB広告を実施(リスティング広告など)する。

また、県内の中小企業等へ広く制度周知を図る観点から、説明会の開催やチラシの作成も実施する。

③大学生のUターン・Iターンの促進

都内の大学に在学する学生の島根へのUターン・Iターンを促進するため、県内企業に就職を希望する者の採用面接等に係る旅費を支援する。

④社会的課題を解決するために起業等をする場合の経費支援

デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業家及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において

デジタル技術を活用した事業承継者又は第二創業者に対して、関係機関(商工会、市町村、金融機関等)が伴走支援し、事業計画の相談や経理業務・販路開拓等の支援を実施する。あわせて、外部委員会の審査を通過した事業については、起業にかかる経費を助成し、買い物弱者支援等の生活機能の確保や子育て環境の充実に資する新たな社会的事業の起業及び事業承継又は第二創業を促進する。

〈支援対象とする事業分野〉

- ・中山間地域・離島の生活機能の確保に資するサービス
- ・まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ・教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ・高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

島根県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や買い物弱者支援による生活機能の確保や子育て環境の充実等の地域課題の解決に資する分野の起業を促進する等の環境整備を行う。加えて、(公財)ふるさと島根定住財団が、これまで培ったノウハウ等を活用し求職者と県内企業のマッチングや島根での生活に関する情報の提供を行う。

中小企業等は、(公財)ふるさと島根定住財団を中心とした関係機関の支援も活用しながら、東京圏の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基礎を作る。

また、起業支援事業において、事務局業務を行う民間事業者に対して補助を行うことにより、専門的な知見を活用しつつ、起業者が抱える起業に伴う課題に対して販路開拓支援、起業家相互のネットワーク形成支援、財務・金融支援、事業計画作成のための支援等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自立的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

併せて、商工団体等の関係機関が事業計画と一緒に練り上げ、融資の段階から開業後まで寄り添って支援する体制を備えており、起業する方が早期の段階で関係機関とつながれるよう周知することで、KPIの達成に向け実績を増加させるとともに、起業後も安定した経営が行えるよう支援する。

このように、官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かした政策効果の高い事業を実施する。

【地域間連携】

島根県では、県が県内全域を見渡す立場から、地域経済の振興及び雇用促進に資する県内中小企業等や地域課題の解決を目指す起業家を軸として、就業・起業が促進されるよう企業の魅力向上、採用力の向上に資する支援等やしまね産業振興財団と連携し潜在する起業家予備群に働きかけ起業に関心を持っていただくためのイベントの開催、起業家に対しフィールドワークやワークショップといった起業家育成支援等により、全体的な整備や調整を行う。

その一方で、各市町村は個別の事情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する就職先の紹介や地域情報の提供、起業支援事業における市町村の実施する創業支援事業との協業や市町村からの意見聴取等の連携を行う。

このように、県と市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策・施策間連携】

地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している県内中小企業では、人材確保が喫緊の経営課題であり、島根県では移住支援金支給者の就業先として、担い手不足に悩む県内中小企業等を選定したり、起業支援事業においては、「中山間地域・離島の生活機能の確保に資するサービス」、「まちづくりや地域の活性化に資するサービス」、「教育や子育て環境の充実に資するサービス」、「高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス」を支援する分野に位置づけて、移住者等による社会的事業の起業を促進することにより、移住政策を地域における雇用の確保、地域経済の発展、産業の振興につなげていく。

これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結びつける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

島根県では、（公財）ふるさと島根定住財団と連携し、デジタル技術を活用する求人を掘り起すことで、東京圏からデジタル人材が移住できる環境を整える。

また、起業支援事業において、デジタル技術を活用した情報発信や生産性向上、商品・サービスの高付加価値化を事業の要件として設定することにより、デジタル技術を活用した起業を増やしデジタル人材の増加と消費者にデジタル技術の利便性の体感機会を増やすことでデジタル社会の形成に寄与する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

外部有識者を含めた第三者委員会を設置し、事業終了後に個々の事業についてPDCAサイクルによる検証を実施する。

- ・ 事業内容、K P I の進捗状況等を説明
- ・ 委員からの意見聴取
- ・ 検証結果を予算に反映

【外部組織の参画者】

総合戦略策定時の「島根県総合開発審議会」と同じ構成委員（具体的には以下の委員を予定）

【産業】

県農業協同組合、県森林組合連合会、海士町漁業協同組合、県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会

【行政】

県市長会、県町村会

【大学】

島根大学

【金融機関】

山陰合同銀行

【労働】

日本労働組合総連合会島根県連合会

【言論】

山陰中央新報社

【医療福祉】

県医師会、県看護協会、県社会福祉協議会、県保育協議会

【女性】

県連合婦人会、県商工会女性部連合会

【住民】

NPO法人てごねっと石見、公募委員等

【検証結果の公表の方法】

第三者委員会は公開にて開催し、結果等を県ホームページに掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 620,368千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から

2028 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・ 中山間地域・離島の生活機能の確保に資するサービス
- ・ まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ・ 教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ・ 高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。